

令和3年12月9日

# 令和3年広島県議会12月定例会議案（その1）

広島県



## 令和3年広島県議会12月定例会議案目次（その1）

県第86号	令和3年度広島県一般会計補正予算（第11号）	1
県第87号	令和3年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）	11
県第88号	令和3年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）	14
県第89号	令和3年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第1号）	19
県第90号	令和3年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）	24
県第91号	令和3年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	25
県第92号	令和3年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）	26
県第93号	令和3年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	27
県第94号	令和3年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	29

県第86号議案

令和3年度広島県一般会計補正予算（第11号）

令和3年度広島県一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,409,509千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,334,388,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年12月9日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		290,011,873	11,903,464	301,915,337
	1 国庫負担金	90,150,335	△ 134,419	90,015,916
	2 国庫補助金	194,937,743	12,037,883	206,975,626
12 繰入金		56,712,292	△ 1,541,455	55,170,837
	2 基金繰入金	56,532,408	△ 1,541,455	54,990,953
15 県債		173,815,300	47,500	173,862,800
	1 県債	173,815,300	47,500	173,862,800
歳 入 合 計		1,323,978,988	10,409,509	1,334,388,497

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,122,007	△ 11,367	2,110,640
	1 議会費	2,122,007	△ 11,367	2,110,640
2 総務費		76,866,661	△ 98,152	76,768,509
	1 総務管理費	44,632,567	△ 33,596	44,598,971
	2 企画費	7,579,096	△ 26,236	7,552,860
	3 地域振興費	8,872,778	△ 7,250	8,865,528
	4 徴税費	8,864,017	△ 21,487	8,842,530
	5 選挙費	4,180,311	△ 281	4,180,030
	6 防災費	1,730,980	△ 4,199	1,726,781
	7 統計調査費	588,716	△ 2,091	586,625
	8 人事委員会費	198,842	△ 1,362	197,480
	9 監査委員費	219,354	△ 1,650	217,704
3 民生費		143,255,764	△ 30,528	143,225,236
	1 社会福祉費	109,252,382	△ 17,426	109,234,956
	2 児童福祉費	33,250,931	△ 13,102	33,237,829
4 衛生費		230,674,582	11,835,859	242,510,441
	1 公衆衛生費	178,869,483	7,017,919	185,887,402
	2 環境衛生費	3,025,477	△ 2,483	3,022,994
	3 環境保全費	4,017,677	△ 4,798	4,012,879

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 保健所費	1,966,191	△ 14,478	1,951,713
	5 医薬費	40,320,006	4,839,699	45,159,705
5 労働費		3,439,179	△ 11,721	3,427,458
	1 労政費	358,119	△ 1,476	356,643
	2 職業訓練費	2,050,431	△ 7,974	2,042,457
	3 雇用対策費	880,895	△ 1,291	879,604
	4 労働委員会費	149,734	△ 980	148,754
6 農林水産業費		31,406,135	△ 57,179	31,348,956
	1 農業費	7,705,838	△ 24,679	7,681,159
	2 畜産業費	1,043,729	△ 6,378	1,037,351
	3 水産業費	2,396,029	△ 3,245	2,392,784
	4 農地費	9,137,352	△ 10,029	9,127,323
	5 林業費	11,123,187	△ 12,848	11,110,339
7 商工費		117,996,861	97,529	118,094,390
	1 商業費	2,532,418	△ 12,471	2,519,947
	2 工鉱業費	108,225,709	110,000	108,335,709
8 土木費		111,344,052	39,408	111,383,460
	1 土木管理費	9,430,427	△ 34,390	9,396,037
	2 道路橋梁費	43,564,976	△ 7,809	43,557,167
	3 河川海岸費	38,666,988	96,660	38,763,648
	5 都市計画費	8,135,462	△ 14,729	8,120,733

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 住宅費	1,041,764	△ 148	1,041,616
	7 空港費	955,549	△ 176	955,373
9 警察費		63,039,570	△ 392,672	62,646,898
	1 警察管理費	58,637,296	△ 392,672	58,244,624
10 教育費		189,935,294	△ 961,668	188,973,626
	1 教育総務費	30,266,335	20,404	30,286,739
	2 小学校費	53,845,301	△ 416,453	53,428,848
	3 中学校費	32,215,949	△ 233,982	31,981,967
	4 高等学校費	50,596,695	△ 223,951	50,372,744
	5 特別支援学校費	16,342,113	△ 101,749	16,240,364
	7 社会教育費	1,486,979	△ 5,937	1,481,042
歳 出 合 計		1,323,978,988	10,409,509	1,334,388,497



第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費			0	44,000
	1 総務管理費		0	44,000
		庁舎等整備・補修費	0	44,000
6 農林水産業費			446,040	1,165,643
	1 農業費		0	466,803
		管理運営費	0	466,803
	3 水産業費		0	200,000
		港整備交付金	0	200,000
	5 林業費		446,040	498,840
治山施設維持修繕費		0	52,800	
7 商工費			1,142,000	1,252,000
	2 工鉦業費		1,142,000	1,252,000
		中小企業支援対策費	0	110,000
8 土木費			1,183,500	5,381,563
	1 土木管理費		18,000	23,915
		建築物耐震化促進事業費	0	5,915
	2 道路橋梁費		0	1,909,158

(単位：千円)

款	項	事業名	金額		
			補正前	補正後	
		道路災害防除費	0	742,611	
		除雪費	0	64,167	
		道路改良費（補助）	0	1,102,380	
	3 河川海岸費			1,165,500	2,616,774
		河川改修費	0	328,050	
		高潮対策費（河川）	0	140,000	
		通常砂防費（補助）	0	372,750	
		急傾斜地崩壊対策事業費（補助）	0	430,474	
		港湾海岸保全施設費	0	180,000	
		4 港湾費		0	606,335
	港湾改修費		0	606,335	
	5 都市計画費		0	225,381	
		営繕工事等受託費	0	15,381	
		公園事業費（補助）	0	210,000	
	11 災害復旧費			3,680,000	7,468,362
1 農林水産施設災害復旧費			0	148,200	
		現年発生災害農林水産施設復旧費	0	148,200	
2 土木施設災害復旧費			3,680,000	7,263,562	
		過年発生災害土木施設復旧費	3,680,000	4,968,906	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		現年発生災害土木施設復旧費（補助）	0	2,294,656
	3 公共施設災害復旧費		0	56,600
		現年発生災害公園施設復旧費	0	56,600
合計			6,451,540	15,311,568

第3表 債務負担行為補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設内訓練民間活力導入事業	—	—	令和4年度	42,382
離転職者委託訓練事業	令和4年度	85,899	令和4年度から 令和6年度まで	269,071
ひろしま型スマート農業推進事業	—	—	令和4年度	60,000

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	29,224,500	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	29,272,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
単独災害復旧事業	1,856,100	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上	1,856,100	同上	同上	同上
公共施設等管理事業	2,408,000	同上	同上	同上	2,408,000	同上	同上	同上
港湾改良事業	1,624,500	同上	同上	同上	1,624,500	同上	同上	同上
合併特例事業	1,385,000	同上	同上	同上	1,385,000	同上	同上	同上
防災対策事業	23,443,300	同上	同上	同上	23,443,300	同上	同上	同上
地方道路等整備事業	10,696,400	同上	同上	同上	10,696,400	同上	同上	同上
合計	173,815,300				173,862,800			

県第87号議案

令和3年度広島県営林事業費特別会計補正予算（第1号）

令和3年度広島県営林事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ217千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ588,926千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月9日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費収入		589,143	△ 217	588,926
	2 財産収入	373,403	△ 217	373,186
歳 入 合 計		589,143	△ 217	588,926

(単位：千円)					
歳 出					
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 県営林事業費		589,143	△ 217	588,926	
	1 県営林事業費	589,143	△ 217	588,926	
歳 出 合 計		589,143	△ 217	588,926	



県第88号議案

令和3年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）

令和3年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,624,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年12月9日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業収入		15,624,194	△ 144	15,624,050
	2 使用料及び手数料	2,552,327	△ 144	2,552,183
歳 入 合 計		15,624,194	△ 144	15,624,050

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業費		15,624,194	△ 144	15,624,050
	2 広島港費	3,303,717	△ 71	3,303,646
	3 福山港費	448,898	△ 73	448,825
歳 出 合 計		15,624,194	△ 144	15,624,050

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 港湾特別整備事業費			910,000
	2 広島港費		910,000
		臨海土地造成事業費	600,000
		荷役機械整備事業費	310,000
合計			910,000

第3表 地方債補正

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	11,266,300				11,266,300			
広島港整備事業	10,012,400	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	10,012,400	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合 計	11,266,300				11,266,300			

県第89号議案

令和3年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第1号）

令和3年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,883千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,234,363千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年12月9日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		5,237,246	△ 2,883	5,234,363
	1 使用料及び手数料	3,039,218	△ 2,883	3,036,335
歳 入 合 計		5,237,246	△ 2,883	5,234,363

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		4,222,027	△ 2,883	4,219,144
	1 県営住宅事業費	4,222,027	△ 2,883	4,219,144
歳 出 合 計		5,237,246	△ 2,883	5,234,363



第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 県営住宅事業費			88,000
	1 県営住宅事業費		88,000
		住宅建設費	88,000
合 計			88,000

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	379,100	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	379,100	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べる ことができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合計	379,100				379,100			

令和3年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度広島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
支 出					
第1款	病 院 事 業 費 用	27,261,941 千円	△	87,830 千円	27,174,111 千円
第1項	医 業 費 用	26,745,803 千円	△	87,830 千円	26,657,973 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条列記中職員給与費「13,332,976千円」を「13,245,146千円」に改める。

令和3年12月9日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第91号議案

令和3年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度広島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業				
太田川東部工業用水道事業	1,374,827 千円	△	410 千円	1,374,417 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
支 出				
第1款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	2,966,996 千円	△	1,706 千円	2,965,290 千円
第1項 営 業 費 用	2,845,718 千円	△	1,706 千円	2,844,012 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,126,501千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,115千円、過年度分損益勘定留保資金 627,263千円及び当年度分損益勘定留保資金 382,123千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	2,404,124 千円	△	410 千円	2,403,714 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,757,726 千円	△	410 千円	1,757,316 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条列記中職員給与費「272,219千円」を「270,103千円」に改める。

令和3年12月9日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和3年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(1) 土 地 造 成 事 業				
土 地 造 成 事 業 費	697,436 千円	△	206 千円	697,230 千円
本 郷 地 区 土 地 造 成	408,434 千円	△	206 千円	408,228 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
支 出				
第1款 土 地 造 成 事 業 費 用	298,878 千円	△	495 千円	298,383 千円
第1項 営 業 費 用	218,801 千円	△	495 千円	218,306 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 9,959,230千円は、過年度分損益勘定留保資金 9,959,230千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	12,011,247 千円	△	206 千円	12,011,041 千円
第1項 土 地 造 成 費	697,436 千円	△	206 千円	697,230 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第7条列記中職員給与費「92,868千円」を「92,167千円」に改める。

令和3年12月9日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第93号議案

令和3年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度広島県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業				
広島水道用水供給施設建設事業	5,790,966 千円	△	936 千円	5,790,030 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	396,497 千円	△	101 千円	396,396 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,347,973 千円	△	235 千円	1,347,738 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
支 出				
第1款 水 道 用 水 供 給 事 業 費 用	9,445,239 千円	△	4,721 千円	9,440,518 千円
第1項 営 業 費 用	8,839,423 千円	△	4,721 千円	8,834,702 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 6,321,905千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 484,762千円、建設改良積立金 2,857,804千円、過年度分損益勘定留保資金 624,910千円及び当年度分損益勘定留保資金 2,354,429千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	9,652,371 千円	△	1,272 千円	9,651,099 千円
第1項 建 設 改 良 費	7,561,038 千円	△	1,272 千円	7,559,766 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第7条列記中職員給与費「726,924千円」を「720,931千円」に改める。

令和3年12月9日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第94号議案

令和3年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度広島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(4) 建設改良事業				
太田川流域下水道建設事業	191,434千円	△	45千円	191,389千円
芦田川流域下水道建設事業	879,322千円	△	186千円	879,136千円
沼田川流域下水道建設事業	1,204,548千円	△	302千円	1,204,246千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
支 出				
第1款 流域下水道事業費用	8,938,831千円	△	490千円	8,938,341千円
第1項 営業費用	8,659,637千円	△	490千円	8,659,147千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 872,324千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,833千円、過年度分損益勘定留保資金 480,312千円及び当年度分損益勘定留保資金 385,179千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
支 出				
第1款 資本的支出	3,642,743千円	△	533千円	3,642,210千円
第1項 建設改良費	2,275,304千円	△	533千円	2,274,771千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条列記中職員給与費「142,911千円」を「141,888千円」に改める。



令和3年12月9日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦